

# ホットな消費者見守リニュース

## カニなどの海産物の電話勧誘にご注意！



### ポイント

- 海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が寄せられています。「困っている」「助けてほしい」などと言って消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘や、強引な勧誘が見られるため注意が必要です。
- 勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- 電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- 断ったのに商品が送られてきた場合は受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。受け取ってしまった場合でも、販売業者に対し返金を求めることができます。

■ 消費者ホットライン ☎ <sup>いやや</sup>188 でお近くの相談窓口につながります ■

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ  
和歌山ビッグ愛8F

和歌山市消費生活センター ☎ 073-435-1188 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎 2 F